⑹　本事業は、技術提案書に基づき優先交渉権者として決定された者と、基本協定書及び事業契約書を締結した後、本施設の施設整備業務（設計、建設等）を実施し、国立大学法人豊橋技術科学大学（以下「大学」という。）に当該本施設の所有権を引渡し、事業期間中に係る本施設の維持管理業務、運営業務、民間付帯事業及びこれらを実施する上で必要となる業務を実施する「ＢＴＯ（Build Transfer Operate）方式」とする。

⑺　本事業の建設工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

⑴　応募者が備えるべき要件等

1）応募者の構成等

①　応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募者は、特別目的会社に必ず出資する者であること。ただし、応募企業の場合にあっては、新たに特別目的会社を設立することなく応募企業自らが事業者（大学との契約当事者）となることを選択できるものとし、応募グループの場合にあっては、新たに特別目的会社を設立することなく応募グループを構成する企業（以下「応募グループの構成員」という。）が連名で事業者（大学との契約当事者）となることを選択できるものとする。なお、応募グループで参加する場合は、応募グループの構成員の中から応募手続を代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。

②　応募グループは応募に当たり、応募グループの構成員のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割を参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において明らかにすること。

③　応募者は、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時において協力会社として明らかにすること。

④　応募者及び協力会社には、設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、運営に当たる者及び民間付帯事業に当たる者（民間付帯事業を提案する場合）が必ず含まれていること。

2）応募者及び協力会社の参加要件　応募者及び協力会社のいずれも、以下の要件を満たすこと。

①　「国立大学法人豊橋技術科学大学契約事務細則」（平成16年４月１日法人細則）第３条第１項及び第４項の規定に該当しない者であること。

②　「会社更生法」（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は「民事再生法」（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされた者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされた者にあっては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。

③　参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までに、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

④　大学が本事業について、導入可能性調査業務及びアドバイザリー業務を委託した株式会社佐藤総合計画並びに株式会社佐藤総合計画が本アドバイザリー業務において提携関係にある石井法律事務所又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者でないこと。「資本関係若しくは人的関係において関連がある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。

ア　資本関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ　親会社と子会社の関係にある場合

ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記ｂについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他応募の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記アヌはイと同視しうる資本関係若しくは人的関係があると認められる場合

⑤　最近１年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者。

⑥　応募者及び協力会社のいずれかが、他の応募者又は協力会社となっていないこと。また、応募者及び協力会社のいずれかと資本関係若しくは人的関係において関連がある者が他の応募者及び協力会社になっていないこと。

⑦　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑧　応募者及び協力会社は、経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、手形交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

⑨　応募者及び協力会社は、不正又は不誠実な行為がないこと。

3）応募者及び協力会社の資格等要件　応募者及び協力会社のうち設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。民間付帯事業に当たる者（提案する場合）については、特段の要件を設けない。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には、特記がない限り、当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、これを兼務することはできないものとする。また、資本関係若しくは人的関係において関連がある場合も同様とする。

①　設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省における平成27・28年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）であること。

イ　「建築士法」（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ　平成12年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有する管理技術者、総括技術者及び主任技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。なお、本事業において、同じ技術者が管理技術者と総括技術者を兼務することは可能とするが、同じ技術者が総括技術者及び各主任技術者を兼務することはできないものとする。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る）